

令和7年3月24日

県立学校に入学・進学予定の児童生徒の保護者 様

高知県教育長

令和7年度「高知県自転車ヘルメット着用推進事業」における
自転車ヘルメット購入に係る助成について

平素は、交通安全教育にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和5年4月1日から施行されました「改正道路交通法」により、全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用は努力義務となっています。また、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」においても、保護者が子どもに対して自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことなどが規定されています。

県教育委員会では「各校通学用自転車登録時に自転車ヘルメットの所有を条件とする」ことを目標に昨年より県立学校と取り組みを進め、多くの学校が令和7年度より条件といたします。

あわせて、通学時の自転車ヘルメットの着用を推進することを目的に、令和7年度も引き続き、県立学校で自転車通学（部活動等での利用など学校長が自転車の利用を認めた場合を含む）をする小学生・中学生・高校生を対象に、ヘルメット購入に係る費用への助成（1人あたり2,000円を限度）を予定しています。

つきましては、改正道路交通法や条例の趣旨をご理解いただき、万が一交通事故にあったとき、お子様自身の命が守れるよう、本助成制度を活用してヘルメットを購入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新入学生の場合、入学予定の各学校の合格者登校日において助成を申請していただきますと、その場で助成券が手渡され、4月1日から販売協力店舗にて、2000円の値引きでヘルメットが購入できます。

【担当】

高知県教育委員会事務局

学校安全対策課 上岡、福富、磯元

TEL:088-821-4533 FAX:088-821-4546

E-mail:312301@ken.pref.kochi.lg.jp